

## 平成25年度第1回海老名市子ども・子育て会議次第

日時 平成25年8月2日（金）  
午後1時30分から  
場所 海老名市役所政策審議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 各委員紹介

5 議 題

(1) 委員長、副委員長選出

(2) 子ども・子育て会議及び子ども・子育て支援制度について

(3) その他

6 閉 会

## 海老名市子ども・子育て会議委員名簿

任期 平成 25 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日

NO	氏 名	選 出 母 体
1	くぼ ゆみ 久保 由美	事業主団体関係代表
2	かじ くにひこ 鍛治 邦彦	日本労働組合総連合会 神奈川県連合会 県中央地域連合代表
3	おおぬき のぞむ 大貫 望	海老名市私立幼稚園協議会代表
4	こじま よしゆき 小島 良之	海老名市民間保育会代表
5	さくらい けいいちろう 櫻井 慶一郎	海老名市民間保育会代表
6	やまだ ゆみこ 山田 由美子	放課後児童クラブ連絡協議会代表
7	きむら のぶゆき 木村 伸之	小規模保育事業者代表
8	ながひさ ゆたか 長久 裕	海老名市PTA連絡協議会代表
9	ますだ よしお 増田 芳夫	海老名市社会福祉協議会代表
10	にいくら みわこ 新倉 美和子	海老名市小中学校長会連絡協議会代表
11	かめざわ ますみ 亀澤 ますみ	主任児童委員代表
12	かどくら くみこ 門倉 久美子	国際ソロプチミスト代表
13	むらた しずか 村田 静	市民公募委員
14	むらた あい 村田 愛	市民公募委員

# 「海老名市子ども・子育て会議条例」について

## 1 目的

国においては、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、平成27年4月の本格施行に向けて準備を進めております。

市町村では、子ども子育て支援法に基づき、「子ども・子育て会議」の設置が努力義務とはいえ求められており、また、平成26年度の早期までに、子育て支援事業計画策定が課せられております。

そこで、当市では、子育て当事者及び子育て関係者の意見を反映した施策を検討するため、条例を制定し、会議を設置いたします。

## 2 「子ども・子育て条例」の概要

会議の主な審議事項

- ① 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- ② 子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関すること。
- ③ 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況に関すること。

### 子ども・子育て支援法第77条第1項（市町村等における合議制の機関）

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の区分（認定こども園、幼稚園、保育所の施設別）応じ、子どもの区分毎（1号・・・3歳以上の子ども（2号以外）、2号・・・3歳以上の保育の必要な子ども、3号・・・3歳未満の保育の必要な子ども）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員（0～2歳児）を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならない。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

## 3 今後の審議予定

平成25年度 ○子ども・子育てニーズ調査実施、支援事業計画検討

平成26年度 ○子ども・子育て支援事業計画策定

○教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業に係る運営基準等の条例制定

○子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の確認

## 海老名市子ども・子育て会議条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、海老名市子ども・子育て会議の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、海老名市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組織)

第4条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 事業主を代表する者
- (2) 労働者を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 学識経験者

### (委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉を主管する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日 額	8,700
-------------	-----	-------

# 子ども・子育て支援の新制度について

## I 基本的な考え方

- 子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関連法律の整備に関する法律）の趣旨
  - 自公民 3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
  
- 基本的な方向性
  - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - 「給付」費は、国、県、市町村が施設運営の必要額として手当てする公費必要額は、国が示す公定価格の水準が基本
  - 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
    - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
    - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
    - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
    - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
  - 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）
  
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み
  - 基礎自治体（市町村）が実施主体
    - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
    - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
  - 社会全体による費用負担
    - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引

き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要)

○政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

○子ども・子育て会議の設置

子育て当事者、子育て支援関係者が、子育て支援の政策プロセスに参画

## II 給付・事業

別紙のとおり

## III 認可制度の改善

○大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入

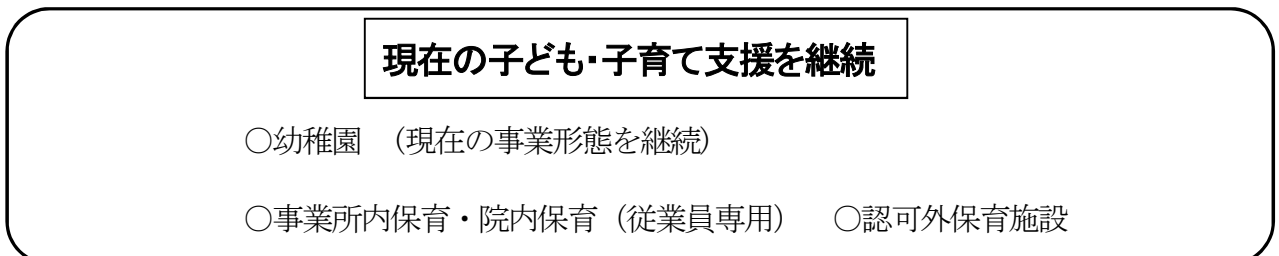
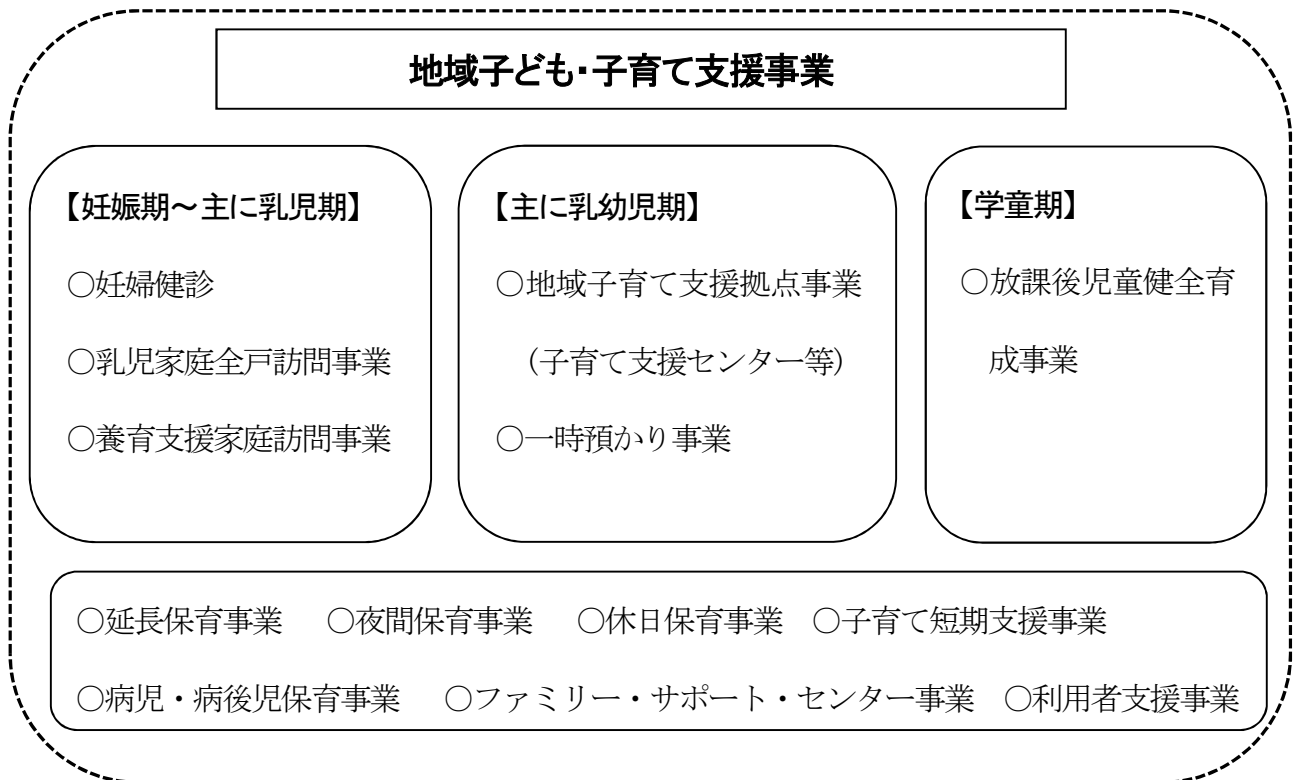
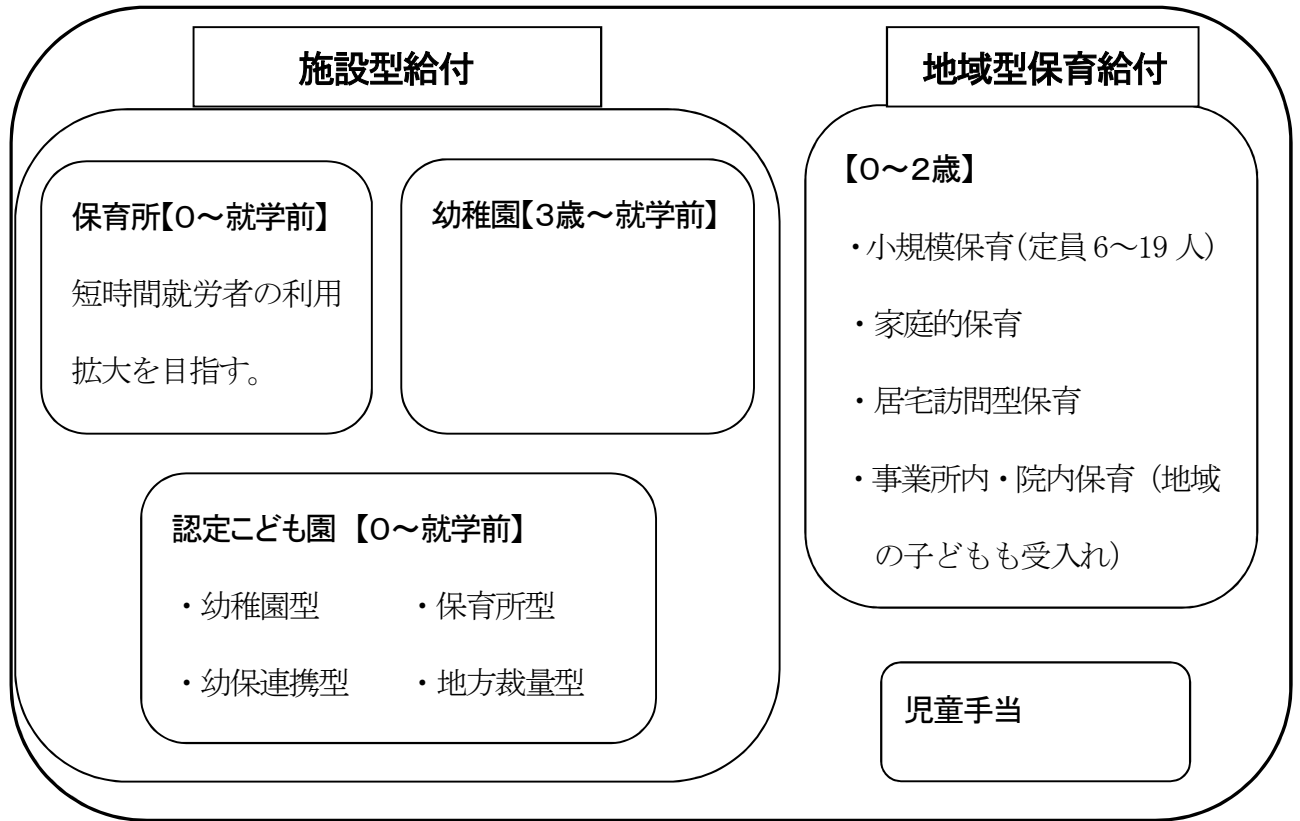
- ・社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ・施設型給付の幼稚園、保育所、認定こども園については、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、県及び市は事業を認可する

○小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組とした上で、市町村認可事業とする

## IV 「教育・保育の必要量の認定」制度の導入

- 短時間就労の保護者の児童も保育が利用しやすくなるよう、入所要件を「保育に欠ける」→「保育を必要とする」に変更する  
→保育需要の拡大が見込まれる
- 施設型給付の施設及び地域型保育給付の事業の利用を希望する保護者は、市から、保育の必要量の認定（1～3号）を受ける
  - 1号認定 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の子ども
  - 2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども
  - 3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども
- 施設型給付の対象となる幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育給付の対象となる小規模保育所等の保育料は、所得に応じた月額になる

# 新制度における子ども・子育て支援のイメージ





# 子ども・子育てニーズ調査について

## 【趣旨】

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画を策定するため、市内の子ども・子育て家庭の状況、教育・保育・子育て支援事業の需要把握を行う。

## 【調査の概要】

### 1 設問内容

国から示される調査票案を基本にして、市独自の設問を追加し、調査票案を作成する。

### 2 調査対象

- ① 「就学前児童」、「就学児童」を対象にする。
- ② 教育、保育、地域子ども・子育て支援の事業者に今後の意向調査を行う。

### 3 調査件数

前回の調査数と国の指針を基に検討する。

- (案) ・就学前児童：1,200～1,300世帯
- ・就学児童：600世帯

### 4 調査実施方法

調査対象は、子ども・子育て世帯から無作為に抽出し、調査票を郵送する。調査の発送から集計、分析については、業者委託を行う。

### 5 調査期間

平成25年10月に発送し、回答を受ける。

11月以降、回答の集計、分析を行い、県へ年内に中間報告を行う予定

## 子ども・子育て支援事業計画について

**【概要】** 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間（平成27～31年度）の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての整備計画

### 【事業計画記載事項】（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）

#### <必須記載事項>

- 1 区域（市を幾つかの地域に分け、教育・保育の供給量の見込みを定める範囲）の設定（第2項第1号）
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第1号）
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第2号）
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制

#### <任意記載事項>

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（第3項第1号）
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（第3項第2号）
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（第3項第3号）

## 子ども・子育て会議スケジュール(案)

作成 H25.8.2

年・月	検 討 内 容	
	子ども・子育て会議	ニーズ調査(H25) 事業計画 (H25～26)
H25.8	第1回会議開催 (委嘱、子ども・子育て支援制度説明)	
H25.9	第2回会議開催 (ニーズ調査案検討)	
H25.10		ニーズ調査郵送・回収
H25.11		ニーズ調査集計・分析
H25.12		調査結果とりまとめ(中間)
H26.1	第3回会議開催 (ニーズ調査結果報告、事業計画策定方向検討)	施設整備の方向性検討 ↓
H26.2	第4回会議開催 (事業計画策定検討)	
H26.3		保育需要量見込を県へ報告